

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ
制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

目次

1. 目的	1
2. 対象業務	1
2. (1) 委託業務名称	
2. (2) 委託業務内容	
2. (3) 委託期間	
3. 委託料上限額	1
4. スケジュール	1
5. 参加資格	2
6. 手続き等	2
6. (1) 担当部局	
6. (2) 実施要領等の配布期間、場所等	
6. (3) プロポーザルへの参加方法	
6. (4) 企画提案書（様式3）の作成	
6. (5) 企画提案関係書類の提出	
6. (6) 質問の受付及び回答	
7. 審査委員会及び審査結果	5
7. (1) 審査方法	
7. (2) 審査内容	
7. (3) 審査結果	
8. 事業者との契約	6
9. 契約の解除	6
10. その他	6
仕様書	8
業務委託の事業者選定評価基準	16
業務公募型プロポーザル参加表明書（様式1）	19
機能要件一覧（様式2）	20
業務公募型プロポーザル企画提案書送付文（様式3）	22
業務公募型プロポーザルに関する質問状（様式4）	23
情報公開に関する申立書（様式5）	24
業務委託契約書	25

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

スマートフォン等の普及により、誰もが容易にインターネットを利用できる環境が整うとともに、来院される皆さん、医療関係者が当院の施設設備や外来情報を取得する手段として病院ホームページの重要性は年々高まっている。

また必要な情報を伝えることと併せて、奈良県の中核病院として特定機能病院、高度救命救急センター、第一種・第二種感染症指定医療機関、エイズ中核拠点病院、精神科救急医療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、総合周産期母子医療センター等の指定を受け、県民に高度で先進的な治療を行うだけでなく、多くの分野で医療の中核としての機能を果たしていることを県民に伝えるプロモーション効果も求められるようになっており、病院が持つ特徴を効果的に伝えることが不可欠である。

本業務は、情報入手手段として必要な時に必要な情報を簡単に得られるとともに、病院のイメージの向上につながるホームページ制作することを目的としている。

2 対象業務

(1) 委託業務名

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 委託料上限額

5,909,091円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする

4 スケジュール

提案の募集及び事業者の選定は、次の日程で行う。

- ・ 募集公告（本学ホームページに掲載） : 令和4年6月27日（月）～令和4年7月12日（火）
- ・ 募集要項に関する質問受付 : 令和4年7月 6日（水）～令和4年7月12日（火）
- ・ 募集要項に関する質問回答 : 令和4年7月15日（金）まで
- ・ 参加表明書等の受付 : 令和4年7月19日（火）～令和4年7月22日（金）
- ・ 参加資格確認結果、事前審査結果
及び提案要請書の通知 : 令和4年7月27日（水）
- ・ 企画提案関係書類提出期限 : 令和4年8月3日（水）
- ・ プレゼンテーション実施日（本審査） : 令和4年8月中旬
- ・ 選考結果通知 : 令和4年8月下旬

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。
- (2) 日本国内に事業所（本店、支店または営業所）を置く法人であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）等の規定による 再生又は更生手続開始の申立て、又は手続中でないこと。
- (4) 次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実 質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方がアからオのいずれかに該当すること を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。

6 手続き等

(1) 担当部局

〒634-8522 奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学 病院経営部病院管理課 病院総務係 西浦 英辰
TEL：0744-22-3051（内線3234）
FAX：0744-22-4121
E-mail：g_byouinkanri_soumu@narmed-u.ac.jp

(2) 実施要領等の配布期間、場所等

①配布期間

令和4年6月27日（月）～令和4年7月12日（火）まで

②配布場所等

下記の公立大学法人奈良県立医科大学ホームページからもダウンロードが可能。

<ホームページURL>

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/chotatsujoho/index.html>

(3) プロポーザルへの参加方法

参加希望者は、次のとおり参加申込書を提出しなければならない。なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

①提出書類 「参加表明書」(様式1)・・・1部

「機能要件一覧」(様式2)・・・1部

②提出期限 令和4年7月22日（金） 午後5時（必着）

③提出方法 担当部局へ事前に電話連絡の上、提出書類を持参または郵便等により提出すること。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで）

④提出先 担当部局に同じ

(4) 企画提案書の作成

①企画提案書の作成にあたっては、②の企画提案書の構成に基づく章立てとすること。

- ・企画提案書はA4又はA3（2ツ折り）両面印刷とし、フォントの大きさは10pt以上、文書は横書きとする。
- ・表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- ・審査員が漏れなく正確に評価できるよう編集に配慮すること。
- ・貴社の提案が理解しやすいように、簡潔で分かり易い表現で記述すること。
- ・提案内容はすべて実現可能なものとし、できる限り具体的であること。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

②企画提案書の構成

ア 会社概要、実施体制、実績

会社概要と業務実施体制を提示すること。また過去3年以内に実施した病院、大学、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む。）のサイト構築実績やCMS導入実績を提示すること。

イ 現行サイトの現状と課題の分析

サイトリニューアルにあたり、どのような調査・分析を実施するのか提示すること。

ウ 本業務に対する取組方針

本業務に対する基本的な考え方、および取組方針、閲覧者の利便性向上について、具体的に提案すること。

エ 構築期間中のサポート体制

当院と提案者の役割を明確に示し、その総合的な支援体制に対する考え方と方針について提示すること。またホームページ公開までの最適なスケジュール案を提案すること。

オ アクセシビリティ・ユーザビリティ

アクセシビリティ・ユーザビリティの確保に向けた考え方、取組方針を提示すること。

カ 各種デバイスへの対応

仕様書記載の各デバイスへの対応について、特にスマートフォンからの視点を重視して提示すること。

キ ソフトウェア、セキュリティ対策、CMS機能概要

ソフトウェアの具体的な性能や構成、保守内容や体制等を具体的に提示すること。

また外部からのコンテンツ改ざんやデータ漏洩といった、セキュリティリスクへの対策について具体的な対応方法を提示すること。

システム概要、ページの作成・編集方法について提示すること。

ク 職員研修

当院が円滑な業務の継続を可能とするため、CMS操作研修等の実施体制について提示すること。

ケ セキュリティ対策

外部からのコンテンツ改ざんやデータ漏洩といった、セキュリティリスクへの対策について具体的な対応方法を提示すること。

コ 公開後のサポートについて

公開後のサポートに体制について提示すること。

また翌年度以降の保守に係る費用（年額）について、見積書を提示すること。

サ 追加提案

その他、本院にとって有益な提案があれば進んで提案すること

(5) 企画提案関係書類の提出

- 提出書類 企画提案書送付文（様式3）
- 企画提案書（任意様式）
- 本業務見積書（任意様式）
- 翌年度以降保守に係る見積書（任意様式）
- 情報公開に関する申立書（様式5）
- その他参考資料

※設計関連費、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバ等環境構築費、データ移行費、本年度内保守費、研修教材作成費、有償カスタマイズ等、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。

※金額は消費税別の額を記載すること。

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、「企画提案書送付文」（様式）以外の提出書類については、提案者名を記載しないこと。また、提案者名を特定できる

ロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。

- 提出部数 正本1部、副本6部
- 提出期限 令和4年8月3日(水) 午後5時(必着)
- 提出方法 持参または書留郵便により郵送(持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))
- 提出先 担当部局に同じ

(6) 質問の受付及び回答

- 受付期間 令和4年7月6日(水)から令和4年7月12日(火) 午後5時(必着)
- 受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る。質問票(様式4)に質問事項を記載の上送信(送信後は、受信確認の連絡を行うこと。)
※電話、口頭での受付は行わない。
- 送信先 担当部局に同じ
- 回答方法 受付期間内に受理した質問内容については、令和4年7月15日(金)までにホームページ上で公開します。

7 審査委員会及び審査結果

(1) 審査方法

○事前審査

参加資格の審査を行うとともに、機能要件についても、事前に審査を行う。機能要件一覧(様式2)に記載の要件を満たさないものは、このプロポーザルに参加することができない。

○本審査

提出された企画提案関係書類について、企画提案関係書類によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。なお、企画提案関係書類の提出があった場合、その提出者の数にかかわらず審査を実施する。

①審査予定日：令和4年8月中旬

※詳細な日時、場所、留意事項等については、企画提案関係書類提出者に対して追って連絡する。

②時間：1提案者あたりの審査時間は45分を予定し、プレゼンテーション30分、質疑応答15分とする。

③出席者：審査会場への入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務の総括責任者を原則とする。

④その他：プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案関係書類の内容とし、追加提案の説明や、追加資料の提出は認めない。

(2) 審査内容

○事前審査

提出された機能要件一覧(様式2)について、奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託事業者選定審査委員会において、要件を満たすかを評価する。

○本審査

提出された企画提案関係書類及びプレゼンテーション結果について、奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託事業者選定審査委員会において、別表「奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託の事業者選定評価基準」に基づいて審査を行い、合計点数の最も高い事業者を選定する。

ただし、評価点数は340点満点とし、全審査委員の平均評価点数が170点未満である場合、受託者として特定しない。

(3) 審査結果

審査結果は、企画提案関係書類提出者全員に対し、書面により通知する。

選定結果については、参加者からの申し出があった場合に、選定した業者名、各業者の評価点（ただし、業者名は除く）を閲覧により公表する。

8 事業者との契約

(1) 選定された者は、通知があり次第担当者と契約協議を行うものとする。ただし、契約協議が不調となった場合は、上位の者から順に契約協議を行うものとする。

(2) 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

(3) 選定された者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

①「5 参加資格」に記載の要件を満たさないものであるとき。

②本契約に係る下請契約又は資材の購入契約等の契約（以下、「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記5（3）の（ア）から（カ）に該当すると知りながら、当該者と契約を締結したとき。

③本契約に係る下請契約等にあたって、上記5の（3）の（ア）から（カ）のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（上記②の場合を除く。）において、公立大学法人奈良県立医科大学が受託予定者に対して下請契約等の解除を求め、受託予定者がこれに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について上記8の（3）のいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を公立大学法人奈良県立医科大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合においては、契約者は損害賠償を納付しなければならない。

なお、上記8の（3）において「受託予定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

10 その他

- (1) 採択された企画提案書の内容は、公立大学法人奈良県立医科大学との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- (2) 提出された書類は返却しない。ただし、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (3) 提出資料及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は原則公開とする。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を「情報公開に関する申立書」(様式5)により提出すること。
なお、公開・非公開の判断は、これを参考にして同条例に基づき公立大学法人奈良県立医科大学が客観的に判断する。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ 制作業務委託仕様書

令和4年6月

〈奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託事業者選定審査委員会〉

1 業務の概要

1-1 業務名

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託（以下「本業務」という。）

1-2 業務目的

スマートフォン等の普及により、誰もが容易にインターネットを利用できる環境が整うとともに、来院される皆さん、医療関係者が当院の施設設備や外来情報を取得する手段として病院ホームページの重要性は年々高まっている。

また、必要な情報を伝えることと併せて、奈良県の中核病院として特定機能病院、高度救命救急センター、第一種・第二種感染症指定医療機関、エイズ中核拠点病院、精神科救急医療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、総合周産期母子医療センター等の指定を受け、県民に高度で先進的な治療を行うだけでなく、多くの分野で医療の中核としての機能を果たしていることを県民に伝えるプロモーション効果も求められるようになっており、病院が持つ特徴を効果的に伝えることが不可欠である。

本業務は、患者や医療関係者が情報入手手段として必要な時に必要な情報を簡単に得られるとともに、病院のイメージの向上につながるホームページ制作することを目的としている。

1-3 基本理念

奈良県立医科大学附属病院ホームページの現状をふまえ、以下の基本理念に沿ったリニューアルを目指す。

(1) 誰でも見やすく・使いやすい

探している情報に容易にたどり着くことが出来る見やすく使いやすいサイト構成・デザイン

また、スマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスに応じて、ホームページが最適化され、操作しやすい仕組み・デザインを構築

特に、スマートフォンからの視点を重視

(2) 奈良県立医科大学附属病院のイメージが適切に伝わるデザイン

奈良県民を守る「最終ディフェンスライン」の実践等、奈良県立医科大学附属病院の特徴を伝えられ、魅力や特色を県内外へ強く発信できるコンテンツデザイン、レイアウト

(3) 情報発信力の強化

必要な情報を素早く正しく的確に届けられるサイト

(4) 編集しやすいサイト

専門知識のない職員でもページを容易に作成・掲載できるなど、均一な完成度となるサイト

(5) 安全で安定したサイト

コンテンツの改ざんやデータの漏洩といったセキュリティリスクに対応し、災害等にも耐えうる安全で安定したサイト

1-4 業務の範囲

本業務では、CMSの導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、職員の操作研修、総合的な支援といったシステム更新にかかる全般的な作業を行う。項目は下記のとおりである。

(1) 本業務の対象は、下記URL配下に含まれるホームページとする。

<https://www.naramed-u.ac.jp/hospital/>

但し移転後は下記URLを予定し、必要なDNS設定は委託者で行う。

<https://hospital.naramed-u.ac.jp/>

(2) 本院の要求仕様を満たすCMSの導入およびサービスの提供

(3) ページテンプレートの設計・制作

(4) カテゴリ分類、サイト構成設計

(5) 新規コンテンツの作成（約30ページ、受託者の提案による）

(6) ホームページに掲載する写真撮影

- (7) 各種マニュアル、各種ガイドライン等の作成及び操作研修
- (8) 現行サイトから新サイトへのデータ移行
- (9) 保守・運用支援（保守・運用については別途契約）

1-5 契約期間・スケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 委託契約の締結

令和4年9月（予定）

(3) 新サイト公開

令和5年3月31日までの公開を予定する。日時は協議のうえ、決定する。

(4) 構築スケジュール

詳細は、本院と受注者が別途協議し決定する。ただし、公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

2 システム動作環境要件

以下の各要件に関して、金額も含めてバランスの取れた企画を提案すること。求める要件は次のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、提案すること。

2-1 ソフトウェアに関する要件

- (1) ソフトウェアの環境は提案にゆだねるが、具体的な性能や構成、保守内容や体制等を企画提案書にて具体的に示すこと。
- (2) 稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

2-2 セキュリティ対策に関する要件

- (1) ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行ったうえで導入し、情報漏洩対策を十分取ること。
- (2) 異常または障害が発見された際には、直ちに当院へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制及び運用が可能であること。また、障害発生時には原因を調査の上、報告書を提出すること。
- (3) 外部からのセキュリティリスクへの対策を企画提案書に記述すること。

2-3 CMSの稼働に関する要件

ホームページとCMSが別に稼働する場合は、CMS側も可能な限り24時間365日の稼働が望ましい。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、事前周知をするなどの対応をすること。

2-4 サーバの提案

サーバは委託者側で契約を行う。受託者は、受託者が提案するCMSおよびホームページが動作するホスティングサービス等を提案すること。自社提供、他社提供は問わない。機密性、完全性、可用性を配慮し、経済性にも優れるサービスであり、下記条件を考慮した提案とすること。

- (1) 現在の委託者が公開しているサーバはハウジングサービスであり次の通りである。
CPU:Xeon E3-1220 v6 4Core、メモリ：4GB、ストレージ：HDD 450GBx3台 RAID1
- (2) サーバは国内に設置されていること。
- (3) 委託者が準備する独自ドメイン（サブドメイン）でホームページを公開できること。
- (4) 委託者が準備するサーバ証明書の設置ができること。
- (5) 1日1回以上の自動バックアップができること。
- (6) Web改ざん検知機能を備えること。
- (7) WAF機能を備えること。
- (8) サーバログ型アクセス解析ツールを備えること。

- (9) CMS及びホームページデータを保管するストレージ領域は、5年間以上に渡り十分な容量を備えること。
- (10) サーバ稼働率99.99%以上を保証するサービスであること。
- (11) 複数の管理者を設定できること。
- (12) 共有サーバ、専用サーバは問わない。
- (13) 格納するホームページは当該ホームページのみとする。

2-5 その他の要件

- (1) データバックアップやアクセス解析等、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。
- (2) 外字は使用しないこと。また、想定されるアクセス環境（デバイス、ブラウザ等）で、文字コードに起因する文字化けを起こさないこと。

3 構築に関する基本要件

3-1 開発要件

開発されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。なお、内容等については当院と協議の上決定する。

3-2 システムの機能要件

3-2-1 機能要件

CMSの機能要件は【様式2】のCMS機能要件一覧のとおりとする。

なお、CMS機能要件一覧に記載している内容は必ず条件を満たすこと。ただし、条件とおりの実装が困難な場合は、代替案の提案を可とするが、奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託事業者審査委員会がその代替案について要求項目を十分に満たすものであると判断した場合のみ対応可能と解する。

事前審査の対象とし、同項目について要件を満たす提案を行った場合は必ず履行すること。

3-2-2 CMS導入・設定

- (1) 委託者が契約するサーバへCMSをインストールすること。CMSの設定と併せてサーバ側に必要となる設定は受注者にて行うこと。
- (2) CMSのユーザ情報、所属の基本情報、カテゴリ情報等について、受注者にてCMSへ初期設定（マスタ登録作業）を行うこと。なお、初期設定にあたっては、当院と協議のうえ決定したものを登録すること。
- (3) CMSを稼働させるために必要な設定、手順などを記したマニュアルを提出すること。また、CMSのシステム動作テストを実施し、その結果を提出すること。

3-2-3 コンサルティング

最終的なサイト構成、コンテンツファイル名、タイトル名、担当等の一覧情報は当院にて決定するが、デザインやサイト構成、不足していると思われるコンテンツ等について、当院に最適と思われるコンサルティング（又はアドバイス）を行うこと。

- (1) 現行サイトの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。
- (2) 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。
- (3) ホームページ運用に関するコンサルティングを行うこと。
- (4) 新サイトへの移行後、旧サイトへアクセスしたユーザのリダイレクトおよび検索エンジンからの検索結果への影響を最小限に抑えるための、旧サーバ設定方法の提案を行うこと。

3-2-4 アクセスログの解析ツール

委託者が指定するWebビーコン型アクセス解析用タグを全ページに設置すること。

3-2-5 サイト設計

現行サイトの分析を行い、リニューアルの目的や方針等を勘案したうえで、利用者にとっての利便性を最優先とするサイト設計を行うこと。

- (1) 現行サイトの分析から、新サイトの全体構成、メニュー構成を検討し、協議を行い決定すること。
- (2) 目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度でたどりつく階層構造とすること。
- (3) トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。
- (4) レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。
- (5) 閲覧者が使用するブラウザは以下のものを想定しており、これらのブラウザにてレイアウトが崩れないように作成すること。なお、バージョンは企画提案時点での最新版での正常動作を保証すること。

〈パソコン向け〉

・ Microsoft Edge ・ Firefox ・ Google Chrome ・ Safari

〈スマートフォン・タブレット向け〉

・ iPhone/iPad 及び Android の標準ブラウザ

3-2-6 デザインの作成

現行ホームページの課題やリニューアルの目的等を勘案し、トップページのデザイン案を作成し、協議の上、最終デザインを作成すること。また、中ページ・詳細ページのデザインも作成し、統一感のあるデザインにすること。

- (1) トップページ
 - ① 当院の特徴が伝わるデザインとすること。アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮するとともに、操作性の向上やデザインの容易な変更が可能となること。
 - ② 写真、動画やアイコンを効果的に配置し、わかりやすいナビゲーションとすること。デザイン・詳細は打ち合わせの上、決定する。
 - ③ 軽微なデザインの追加・修正変更はあらかじめ保守費用に含め、保守・運用の中で対応すること。
- (2) 基本デザイン
前項にて決定したトップページにあわせた本文用のテンプレート、ライブラリ、スタイルデザインを作成すること。デザイン・詳細は打ち合わせの上、決定する。
 - ① サイト共通部分のデザイン修正が、全体に反映することができること。
 - ② 必要なテンプレートは新規作成すること。
 - ③ 管理者による変更や新規作成追加が可能であること。デザイン・詳細は打ち合わせの上決定する。
 - ④ ページには、グローバルナビゲーションのほか、ローカルナビゲーションやサブサイトリンクバナーなど、下層ページからアクセスしても周知したいものが広報できるような配置を行うこと。
 - ⑤ ページ印刷時に文字や画像が切れる等の不具合が無いようにすること。
- (3) 検索エンジン対策
キーワード、ディスクリプションの設定等、一般的な検索エンジン対策を行うこと。

3-2-7 サイト内検索

利用者が最短で目的の情報にたどりつくことができるよう、サイト内検索機能を実装すること。

- (1) 利用者がフリーワードで検索ができること。
- (2) CMSの機能でなく、フリーの検索エンジンの使用も可とするが、広告表示等の不要な情報が出るもの、テンプレート内に表示できないものは不可とする。

- (3) 検索窓の下部に、おすすめやよく見られているワードなどが表示できるようにすること。
- (4) 検索キーワード文字がハイライト表示されること。

3-2-8 拡張性と柔軟性

今後の利用者ニーズの変化や情報インフラの高度化に備え、システムのバージョンアップによる機能向上やサイト構成の変更に柔軟に対応できることが望ましい。

4 データ移行に関する要件

4-1 移行対象

移行対象は約300ページを想定。

4-2 移行の基本条件

コンテンツ移行について最適な方法を提案すること。

4-2-1 移行設計

スケジュール、移行方法、当院及び受注業者の役割、完了時の検証方法等、コンテンツ移行計画書を作成すること。

4-2-2 移行管理表の作成

作業を確実かつ円滑に行うために、ページ単位で移行指示が記された移行管理表を作成すること。

4-2-3 移行の実施

コンテンツの移行は、前述の「移行管理表」に基づき移行すること。また、添付されている画像・文書ファイル等も併せて移行すること。

4-3 移行後の検証

- (1) 移行作業後のページは3-2-5 サイト設計で示す各ブラウザで適切に表示されるかを確認すること。
- (2) 当院の検証において不備が発覚した場合は、受注者にて修正対応を行うこと。

5 職員支援に関する要件

5-1 操作マニュアルの作成

各マニュアルはCMSパッケージに標準で付属するものではなく、当院における運用の事情や要望を反映して作成し、当院の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

- (1) 作成者・承認者・管理者向けマニュアルをそれぞれ作成すること。
- (2) イラストや画像を活用し、分かりやすく解説すること。
- (3) 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

5-2 操作研修の実施

職員が本業務に理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるよう、実際にCMSを操作しながら研修を行う内容とすること。次の役割別に各30分程度の動画コンテンツを納品すること。

- (1) 作成者向け研修会
- (2) 承認者向け研修会
- (3) 管理者向け研修会

5-3 テスト環境整備

操作研修及びホームページ確認作業のために、本番環境とは別に非公開のURLでテスト環境を準備

すること。

6 運用・保守に関する要件

新ホームページ運用開始から年度末（令和5年3月31日）までの運用・保守費用は金額に含めること。令和5年度以降の単年度の運用・保守費用を算出すること。保守業務の内容は以下を想定している。

6-1 運用・保守要件

- (1) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。
- (2) システム及びシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む）、管理を行うこと。
- (3) 使用するすべてのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、当院と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。
- (4) ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、パッチを適用する等のセキュリティ対策を行うこと。
- (5) CMSソフトウェアの不具合対応やセキュリティ対策を目的とした修正パッチ適用を実施すること。なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行ったうえで本番環境へ適用すること。
- (6) 当院が判断した場合もセキュリティパッチ等の適用を行うこと。
- (7) 軽微な修正については保守内で対応すること。

6-2 障害対応

- (1) 障害への対応については、当院と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- (2) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- (3) 不正侵入の兆候を検知した場合、ただちに当院に報告し適切な対応を行うこと。
- (4) 当院からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。
- (5) 当院で大災害が発生する等でCMS上での操作が出来なくなった場合には、当院からの電話等での指示で災害用ページの切り替えや、必要なページの作成・更新作業等を行うなど、緊急時に必要な支援を行うこと。

6-3 運用支援

アクセス解析等、技術的保守に限定しない運用支援を行うこと。

- (1) 年に一回アクセス解析を行い、カテゴリ分類等における問題点を明らかにし、修正の提案及びサポートを行うこと。解析を実施する時期については協議の上決定する。
- (2) 検索キーワードを集計し、その結果をもとにカテゴリ分類の見直しなどについて具体的に提案すること。また、上位の検索キーワードについては実際に検索した場合に十分な結果が得られるかの検証を行い、不十分な場合は必要な情報が上位となるよう対応すること。

7 納品

7-1 成果物の納品

成果物のうち、以下の成果物を電子データ及び印刷物（各2部）で納品すること。

- (1) サイト設計書、サイトマップ
- (2) 操作マニュアル/運用ガイドライン
- (3) 作成者・承認者向けマニュアル、管理者向けマニュアル
- (4) 公開時のバックアップデータ
- (5) その他当院が必要とした書類

8 その他留意事項

8-1 機密保護

当院が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

8-2 プロジェクト管理

仕様の確認等を行うため、本業務の履行期間内は原則として1か月ごとに打合（打合方法は協議とする。）を行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に2回以上行うこと。

8-3 再委託

- (1) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を当院に書面で提出し、了承を得ること。また、受注者は、再委託の行為について全責任を負うこと。
- (2) 再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは禁止する。

8-4 権利の帰属

ホームページ作成に関する一切の著作権は当院に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMS等のパッケージは含まない。

8-5 契約不適合責任

- (1) 当院は、本件目的物が契約内容に適合しない場合（ただし、次条に定める事由は除く。）、適合しないことを知った時から1年以内に甲にその旨通知し、かつ相当の期間を定めて履行の追完を催告した場合に限り、履行の追完を請求することができる。
- (2) 前項の催告にもかかわらず、当院が定めた期間に受注者が追完しない場合、当院は、受注者に対し不適合の内容に応じた代金の減額を請求できる。
- (3) 本条の規定は、当院による損害賠償請求又は解除を妨げない。

8-6 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は当院と協議を行うこと。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

奈良県立医科大学附属病院 病院管理課 病院総務係
〒634-8522 奈良県橿原市四条町840番地
TEL : 0744-22-3051
FAX : 0744-22-4121
E-Mail : g_byouinkanri_soumu@naramed-u.ac.jp

奈良県立医科大学附属病院
病院ホームページ制作業務委託の事業者選定評価基準

評価項目	評価基準	評価点	小項目 得点	大項目 配点	
① 企画提案力・業務実施能力	他病院、学校法人や公共団体での同等業務の実施実績が本業務を実行する上で有効であるか。	特に優れている	20		260
		優れている	15		
		普通	10		
		やや不十分	5		
		不十分	0		
	必要な技能と経験を有した従事者を確保しているか。	特に優れている	20		
		優れている	15		
		普通	10		
		やや不十分	5		
		不十分	0		
	本業務の趣旨、現状と課題は理解できているか。	特に優れている	20		
		優れている	15		
		普通	10		
		やや不十分	5		
		不十分	0		
	提案されたスケジュール案は具体的で実現性のあるものか。 また当院と提案者の役割が明確に示されており、公開までの支援が具体的に提案できているか。	特に優れている	20		
		優れている	15		
		普通	10		
		やや不十分	5		
		不十分	0		
デザイン性に優れた提案ができていますか。	特に優れている	20			
	優れている	15			
	普通	10			
	やや不十分	5			
	不十分	0			
閲覧者の使いやすさ・情報の検索性が向上する提案ができていますか。	特に優れている	20			
	優れている	15			
	普通	10			
	やや不十分	5			
	不十分	0			
アクセシビリティ、ユーザビリティの確保に向けた考え方・取組方針が具体的に示されていたか。	特に優れている	20			
	優れている	15			
	普通	10			
	やや不十分	5			
	不十分	0			

評価項目	評価基準	評価点	小項目 得点	大項目 配点
① 企画提案力・業務実施能力	各デバイスへの対応はどうか、特にスマートフォンからの視点は重視されているか。	特に優れている	20	260
		優れている	15	
		普通	10	
		やや不十分	5	
		不十分	0	
	ソフトウェアの性能、構成、保守内容や体制等は具体的か	特に優れている	20	
		優れている	15	
		普通	10	
		やや不十分	5	
		不十分	0	
	専門知識のない職員でもページを容易に作成・掲載できるなど、均一な完成度となる CMS の提案あるか	特に優れている	20	
		優れている	15	
		普通	10	
		やや不十分	5	
		不十分	0	
	当院が円滑な業務の継続を可能とするため、CMS 操作研修等の実施体制は充実しているか	特に優れている	20	
		優れている	15	
		普通	10	
		やや不十分	5	
		不十分	0	
コンテンツの改ざんやデータの漏洩といったセキュリティリスクに対応した安全で安定したサイト構築ができるか	特に優れている	20		
	優れている	15		
	普通	10		
	やや不十分	5		
	不十分	0		
公開後のサポート体制は充実しているか	特に優れている	20		
	優れている	15		
	普通	10		
	やや不十分	5		
	不十分	0		
小計①				260

評価項目		評価基準	評価点	小項目 得点	大項目 配点
② 経費の 妥当性	制作業務全体として妥当なコストとなっているか	特に優れている	20		40
		優れている	15		
		普通	10		
		やや不十分	5		
		不十分	0		
	参考見積（税抜・月額） ※令和5年度以降の保守管理費（年間）	250,000円以下	20		
	250,001円以上	0			
小計②				40	
③ プレゼン テーシ ョン	提案はわかりやすい内容であったか。 質疑応答には、理論性があったか	優れている	10		40
		普通	5		
		不十分	0		
	創意工夫の提案があるなど、本業務に対する熱意があったか	優れている	10		
		普通	5		
		不十分	0		
	現行ホームページの課題分析を行い、改善策の提案がなされているか。	優れている	10		
		普通	5		
		不十分	0		
	当院にとって有益な追加提案はあったか。	優れている	10		
		普通	5		
		不十分	0		
小計③				40	
小計① _____ + 小計② _____ + 小計③ _____ = 合計点数				340	

(様式1)

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 様

所在地
商号又は名称
代表者名

印

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託
公募型プロポーザル参加表明書

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を希望します。

なお、当社（団体）は「奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の5. 参加資格を全て満たすことを誓約いたします。

本プロポーザルに係る連絡先

部署名
担当者職氏名
住所
電話
F A X
E-Mail

機能要件一覧

可否について、対応可能である場合は「○」を、対応できない場合は「×」を、代替案等による対応策がある場合は「△」を記入し、「備考」の欄に代替案を記載すること。

社 名： _____

担当者： _____

管理者： HP 運用担当課 …作成者、承認者の作業内容に加え、カテゴリ管理等のサイト全体の管理を行う。
承認者： 各作成者の所属長等…作成者が作成した記事の確認・更新、公開承認を行う。
作成者： 各担当課職員…記事の作成・更新・削除を行う。

番号	要 件	可否
1	CMSは、特別なソフトウェアをインストールすることなく、ウェブブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge等）を使ってページの作成、更新、管理業務が行えること。	可否
	備考	
2	インターネットを利用したCMSの通信は暗号化することができること。（SSL証明書は、委託者にて準備する。）	可否
	備考	
3	画像ファイルをブラウザ上から簡単にCMSサーバにアップロードでき、コンテンツに設定できること。	可否
	備考	
4	既に作成したページは、コピーして再利用できること。	可否
	備考	
5	作成途中のコンテンツを一時的に保存し、再ログイン後に編集を再開できること。	可否
	備考	
6	公開前のコンテンツをプレビュー表示できること。	可否
	備考	
7	コンテンツの公開日・更新日は自動で表示されること。また、作成者において、ページ作成時に公開日・終了日を指定して自動公開・自動終了ができ、公開期間を無期限にも設定できること。	可否
	備考	

番号	要件	可否
8	CMSに登録されているページの状態（公開中、非公開、作成中等）を、一覧で確認できること。	可否
	備考	
9	CMS内で登録されているページを、タイトルなどのページ情報で容易に検索できること。	可否
	備考	
10	リンク切れページやリンク切れファイルを検知、または削除できる機能をもつこと。	可否
	備考	
11	トップページや主要なコンテンツに、トピックス（お知らせ・新着情報）のリンクを一覧で表示できること。	可否
	備考	
12	下記の通りに、ユーザー権限を与えられること。 ①管理者：HP運用担当課…作成者、承認者の作業内容に加え、カテゴリ管理等のサイト全体の管理を行う。 ③作成者：各担当課職員…記事の作成・更新・削除を行う。 ②承認者：各作成者の所属長等…作成者が作成した記事の確認と、承認および公開を行う。	可否
	備考	
13	承認者は、自身の権限に関する承認依頼の状況一覧を確認できること。	可否
	備考	
14	管理者は、Webサイト内すべてのコンテンツを編集する権限を有すること。また、全コンテンツの公開状況、公開予定、非公開情報などが一覧で把握できること。	可否
	備考	
15	管理者は、CMSの管理画面上でユーザー情報（ユーザID・パスワード・権限設定等）の管理（追加・修正・削除）が行えること。登録できるユーザ情報の数は上限がないこと又は、十分な数を登録できること。 【想定】管理者：2名、承認者：50名、作成者：100名。	可否
	備考	
16	管理者は、緊急を要するコンテンツを即時アップロードまたは、公開停止できる権限を有すること。	可否
	備考	
17	緊急時には、管理者による簡易な操作で、トップページを緊急時用のページに切り替えられること。	可否
	備考	

(様式3)

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 様

所在地
商号又は名称
代表者名 印

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託公募型プロポーザルについて、別添のとおり企画提案関係書類を提出します。

なお、提出書類の記載事項については事実と相違なく、提案採択時には当該企画提案関係書類及び「奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託仕様書」に従い、誠実に業務を履行することを誓約いたします。

本プロポーザルに係る連絡先

部署名
担当者職氏名
住所
電話
F A X
E-Mail

(様式4)

令和 年 月 日

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託
公募型プロポーザルに関する質問

商号又は名称
担当者名

1. 質問

(質問者記入欄)

質問に対する回答

2. 質問

(質問者記入欄)

質問に対する回答

※不足する場合は、適宜追加してください

(様式5)

情報公開に関する申立書

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 様

所在地
商号又は名称
代表者名

印

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託公募型プロポーザルに参加するために提出した関係書類のうち、下記の部分については当社独自の技術・ノウハウ等に該当しますので、非開示としてください。

記

該当部分	技術・ノウハウ等の内容

奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作 業務委託契約書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は「奈良県立医科大学附属病院 病院ホームページ制作業務委託」の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託内容）

第2条 乙は、本契約に明記されていると否とを問わず、関係法令諸規則（要綱等を含む。）を遵守し、別紙1の実施計画書（仕様書）（以下「仕様書」という。）に従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、自らの責任において委託業務を遂行するものとし、第三者の権利処理（第三者が所有又は管理する知的財産権の実施許諾や動産・不動産の使用許可の取得等を含む。）が必要な場合には乙の費用及び責任で行うものとする。甲の指示により、委託者名を明示して業務を行う場合も同様とする。

4 甲は、委託業務及び納入物に関して、約定の委託金額以外の支払義務を負わない。本契約終了後の納入物の利用についても同様とする。委託金額には委託業務の遂行に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。

5 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

（定期連絡会）

第3条 甲および乙は、本業務の進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他本業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するために、1ヶ月に1回程度、相手方の求めに応じて、定例報告会（ウェブ会議システム等を利用する場合を含む）を開催することとする。

2 定期連絡会の具体的な方法は、別途当事者の協議によって定める。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和4年 月 日から令和5年3月31日までとする。

（委託料の額）

第4条 甲は、乙に対し、第1条の委託業務に要する経費（以下「委託料」という。）の支払額は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む）をとする。

（契約保証金）

第5条 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによる。

（制作物の納品等）

第6条 乙は、別途定める期日までに本業務を完了し、甲の指定する方法により納品する。なお、納品に費用は、乙の負担とする。

2 甲は納品完了後10営業日以内に、本件の内容及び品質が甲の指示に適合しているかの検査（以下、「納品検査」という。）を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の期限内に甲が通知をしないときは、本件は納品検査に合格したものとみなす。

4 納品検査の結果、本件の内容又は品質が甲の指示に適合していない場合、甲は乙に対して修正の必要な事項を書面にて通知するものとする。乙は、当該通知の受領後速やかに自己の責任と費用負担においてこれを修補し、再度、納品を行い甲の納品検査を受けるものとする。

（本件サイトの公開）

第7条 前条に定める納品検査に合格した場合、乙は、本件サイトを正式公開し、甲にその旨を通知する。本件サイトの公開をもって、本件業務は終了するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 甲は、委託業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

（著作権等に関する保証等）

第9条 乙は、本業務による制作物が、第三者の著作権やその他の工業所有権等（以下「著作権等」という）に基づく権利を侵害していないことを保証し、乙の制作物が、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は損害賠償を命じられた場合、乙は甲に生じた損害を賠償するとともに、第三者の著作権等を侵害しない新たな制作物を無償で甲に提供するものとする。

（本件業務に関する権利の帰属）

第10条 乙が、本件業務の遂行過程において作成し、甲に提出した写真、デザイン物、プログラム、その他の著作物に対する著作権（乙が保有する著作権に限る）は、納品検査に合格した時点で、乙より甲へと譲渡されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が従前から有していたもので、その内容が本件サイトに利用された著作物の特許権等は、乙に留保される。

（支払い方法）

第 11 条 甲は、第 6 条、第 7 条に基づき、委託業務が適正に行われたと認められるときは、乙の請求書を受領した日の翌月末日までに委託料を支払うものとする。

(個人情報の漏洩防止)

第 12 条 乙は、この契約の履行にあたってこの業務に基づく個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除及び違約金)

第 13 条 甲は乙が次の各号に該当するとき、又はそのおそれがあることが明らかなときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- 2 前項により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

(暴力団排除に係る解除)

第 14 条 甲は乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(再委託の禁止)

第 15 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときにはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第 16 条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更)

第 17 条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

(疑義等の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるが生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 奈良県橿原市四条町 8 4 0

公立大学法人奈良県立医科大学

理事長 細井 裕司

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、必要最低限の従業者に限るとともに、特定個人情報を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、個人情報の漏えい等その他この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。